

福島市就学援助制度のお知らせ

就学援助制度とは

- 制 度 概 要** 福島市立または市内の国立小中学校および義務教育学校に入学を予定している、または通学しているお子さんがいる保護者で、経済的にお困りの方に対し、学用品費や学校給食費等の一部を援助する制度です。
- 支給対象者**
- (1) 生活保護受給世帯の方
 - (2) 教育委員会が定める所得基準以下の方
- ※世帯構成や住宅の状況、世帯の前年度合計所得金額などを基に算出
- ☞ 就学援助受給申請書をもとに、審査を行います。支援を受けたい方は、書類を提出してください。
- 支 給 内 容** 学用品費等（定額、年3回支給）、新入学児童生徒学用品費等（小・中・義務教育学校新1年生および義務教育学校新7年生の児童生徒のみ対象）、学校給食費、修学旅行費、校外活動費 他
- ※生活保護受給世帯の方は、修学旅行費のみが対象です。
- 支 給 方 法**
- (1) 学用品費等は、年3回（7月、10月、2月）に支給します。
 - (2) 学用品費等は、保護者の指定する口座に振り込みます。
- ※事情により就学援助費受領を校長に委任する場合は、学校経由で支給します。
- (3) 学校給食費は、教育委員会から各学校に対し支給します。
- ※学校から保護者への請求はありません。

令和7年度対象経費(予定)について

※金額は令和6年度の単価であり、変更の可能性があります。

対象経費	小1 (義務教育学校1年生)	小2~6 (義務教育学校2~6年生)	中1 (義務教育学校7年生)	中2~3 (義務教育学校8~9年生)
学用品費等（年額）	13,230円	15,500円	25,040円	27,310円
新入学児童生徒学用品費等 (4月認定の新1年生のみ)	57,060円	—	63,000円	—
学校給食費	実費額			
修学旅行費 (小・中学校でそれぞれ一回)	実費額 (一部対象外経費あり)			
校外活動費（宿泊を伴うもの） (各学年で年一回)	実費額 (限度額3,690円、一部対象外経費あり)			
体育実技用具費	授業に使用するもの (スキー・スケート)			
医療費 (生活保護を受けている方のみ)	学校保健安全法に規定する疾病にかかる医療費の自己負担額			

※医療費の対象となる疾病は、トラコーマ、結膜炎、中耳炎、慢性鼻腔炎、アデノイド、う歯（むし歯）、寄生虫病（卵保有を含む）、白癬、疥癬、膿瘍疹（とびひ）です。

※生活保護を受けている方は、修学旅行費と学校保健安全法に規定する疾病的医療費自己負担分のみが援助対象となります。

※就学援助の認定を受けた児童生徒は、「日本スポーツ振興センター共済掛金」が免除（5月1日までの認定者のみ、国立の小中学校児童生徒は対象外）。

申請方法について

申請方法 学校に備え付けの「令和7年度 就学援助受給申請書」に必要事項を記入の上、必要な書類を添付し、令和7年4月から通学する学校に提出してください。
提出先 ただし、令和7年4月より松陵義務教育学校に通学する方は、前期課程（1～6学年）と後期課程（7～9学年）で申請書を分けて下記のとおり提出してください。

前期課程（1～6学年） ⇨ 現在、お子さんが在籍している学校へ提出
後期課程（7～9学年） ⇨ 松陵中学校へ提出

提出書類

【全員】

- ・令和7年度 就学援助受給申請書
※申請書裏面の所得情報調査同意書への記載をお願いします。
※税の申告をしていない方は、審査できません。速やかに申告をしてください。

【借家にお住まいの方】

- ・賃貸借契約書や家賃決定通知書、領収書等借家であることを証する書類
※物件名・契約者氏名または支払者氏名が確認できるものを提出してください。

【令和6年1月1日以降 福島市に転入した方】

- ・所得課税証明書（同一世帯の18歳以上の方全員、学生を除く）

【同居している方と別生計の方】

- ・別生計と証明できる書類
※世帯ごとの契約者が記載された直近の公共料金2種類（電気料・水道料・ガス料金など）の領収書の写しなど
- ⇨ 原則、同一の住居に居住している方は、住民票が別であっても同一生計とみなします。
- ⇨ 単身赴任で一時的に住民票が別である場合も、同一生計として取り扱います。

【生活保護を受けていている方】

- ・生活保護開始決定通知書もしくは生活保護変更決定通知書

申請期間

随时申請可能

審査結果

審査結果は、「就学援助認定通知書」もしくは「否認定通知書」によりお知らせします。

その他の

- (1) 申請は毎年、学校ごとに必要です（自動更新ではありません）。
小、中学校に児童生徒が居る場合は、それぞれに申請が必要です。
 - (2) 就学援助の審査には住民税の申告をしていることが必要です。
申告をしていない方は審査できませんので、必ず申告を済ませてください。
 - (3) 就学援助申請後、世帯状況・生活状況に変更があった場合は、必ず学校へご連絡ください。
 - ① 就職・婚姻等により申請内容に変更がある場合
⇨ 新しい世帯構成及び所得状況で再審査するため、異動届の提出が必要となります。
 - ② 生活状況が好転し、援助が必要なくなった場合
⇨ 辞退届の提出が必要となります。
- (注) 認定取消となった場合は、支給した援助金を返納していただく場合があります。